広島県公営企業管理規程第四号

を次のように定める。 企業職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

平成三十一年四月一日

広島県公営企業管理者 明

企業職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改

正する規程

企業職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程(昭和四十二年広島県

工業用水道事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、 前項に規定するもののほか、 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第 管理者が別に定める。

則

(施行期日)

この規程は、 公布の日から施行する。

(広島県公営企業事務委任規程の一部改正)

広島県公営企業事務委任規程 (昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号)の

部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 二年法律第四十九号)第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定 所長の一週間以内の休暇の承認並びに職員の休暇の承認及び労働基準法 (昭和二十

(広島県公営企業決裁規程の一部改正)

3

を次のように改正する。 広島県公営企業決裁規程 (昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号)の一部

|年法律第四十九号) 第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定」に改める。 別表第一第二十五号中「及び休暇の承認」を「、休暇の承認及び労働基準法(昭和二十